

資料 No. 3

湯河原町地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 湯河原町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成に関する協議等及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進に必要な事項の協議等を行うため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>等の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>形成計画</u>等の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>形成計画</u>等に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p> </p> <p>(7) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 湯河原町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成及び<u>実施</u>に関する協議等及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進に必要な事項の協議等を行うため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>等の策定及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>交通計画</u>等の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項</p> <p>(3) <u>交通計画</u>等に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p> </p> <p>(7) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、公表の日から施行する。</p>	